



平成29年度 十和田市

中小企業等融資制度のご案内

取扱金融機関

青森銀行	十和田支店	TEL 0176 (23) 3141
	十和田南支店	TEL 0176 (22) 4611
	十和田北支店	TEL 0176 (25) 3181
	十和田西出張所	TEL 0176 (24) 1231
みちのく銀行	十和田支店	TEL 0176 (23) 3161
	穂並支店	TEL 0176 (22) 8766
青い森信用金庫	十和田営業部	TEL 0176 (23) 3111
	北園支店	TEL 0176 (22) 3331
	穂並支店	TEL 0176 (22) 1110
	大学通支店	TEL 0176 (22) 8711
青森県信用組合	十和田支店	TEL 0176 (23) 5265
商工組合中央金庫	八戸支店	TEL 0178 (45) 8811
秋田銀行	大湯支店	TEL 0186 (37) 2230

融資相談窓口

十和田商工会議所	中小企業相談所	TEL 0176 (24) 1111
十和田湖商工会		TEL 0176 (72) 2201
青森県信用保証協会	十和田支所	TEL 0176 (23) 4331

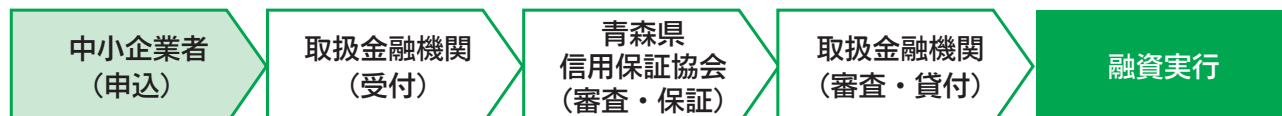
十和田市の融資制度に関するお問い合わせ

商工労政課（市役所本館2階）
TEL 0176-51-6773

主な融資制度	利子補給	保証料補給
簡易小口資金（事業資金の円滑化）	—	○
活性化資金（経営の安定と事業の活性化）	○	○
長期経営安定化資金（経営基盤の強化）	—	○
振興資金（協同組合等の組織化の推進）	—	—
未来を変える挑戦資金・創業	—	○
〃 空き店舗活用チャレンジ	○	○

融資制度詳細は裏面です

融資の手続きから実行までの流れ



- 融資を受けるには、取扱金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査が必要です。
- 申込みをされてから融資が実行されるまでには時間がかかりますので、余裕を持ってお申し込みください。

平成29年度 融資制度一覧表

平成29年4月現在

制度名	貸付対象	用途	貸付限度額	貸付期間 (据置可能期間)	貸付利率 (利子補給)	保証料補給額
十和田市 融資制度	簡易小口 資金	市内に主な事業所を有する中小企業 者で納税状況の良好な者	1,250万円以内	7年以内 (運転6月、 設備1年以内)	2.1%以内	全額 (保証料は、原則 0.45~1.90%)
	活性化 資金	市内に主な事業所を有し、経営の安 定と事業の活性化のため、資金を必要 とする中小企業者で、納税状況の良好 な者	2,000万円以内	10年以内 (運転6月、 設備1年以内)	2.1%以内 (設備資金に限り(旧)中心市 街地活性化基本 計画区域内 については3 年間全額補給 する。)	1/2 (保証料は、原則 0.45~1.90%)
	長期経営 安定資金	市内に主な事業所を有し、納税状況 が良好な中小企業者で、次のいずれか に該当する者 ① 不況等の影響により経営に支障を きたしている者 ② 経営基盤の改善や強化のため、資 金を必要とする者	1,000万円以内	10年以内 (運転6月、 設備1年以内)	2.6%以内	全額 (保証料は、原則 0.45~1.90%)
	振興資金	1 市内に主な事業所を有する組合 (事業協同組合、商工組合、商店街 振興組合等)及びその組合に加入し ている商工業者 2 市外に主な事務所を有する組合に 加入し、市内に主な事業所を有する 商工業者(遊興、娯楽、風俗営業を 除く。)	3,000万円以内 (組合の転貸資 金は、1組合当 たり3,000万円 以内、共同設備 資金は、1組合 当たり1億円以 内)	運転 8年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (1年以内)	取扱金融機関 (商工組合中 央金庫)所定 利率	—
青森県 融資制度	創業 (未来を変 える挑戦 資金)	市内で新たに事業を開始しようとす る者、又は市内で事業を開始して5年 に満たない者で、個人事業主の場合は、 市内に住所を有する者、又は予定があ る者、法人の場合は、市内に法人登記 がある者、又は予定がある者で納税状 況が良好な者	1,000万円以内	運転 10年以内 (2年以内) 設備 15年以内 (3年以内)	0.9%	県による保証料 の補給後の保証 料全額
	空き店舗 活用チャ レンジ 融資 (未来を変 える挑戦 資金)	市内の商店街等の空き店舗において 開業する中小企業者等で、地域商店街 等の活性化への取組として市の認定を 受けた者で、市内に主な事業所を有し、 納税状況が良好な者	1億円以内	運転 10年以内 (2年以内) 設備 15年以内 (3年以内)	0.9% (旧)中心市街 地活性化基本 計画区域内に ついては5年 間全額補給す る。	1/2 (保証料は、原則 0.45~1.90%)
	小規模 事業者 経営改善 資金 (マル経)	日本政策金融公庫の貸付対象業種で、 経営改善を行う小規模事業者 (商工会議所会頭又は商工会会長の推 薦が必要)	2,000万円 (1,500万円以上 は一定の要件 があります。)	運転 7年以内 (1年以内) 設備 10年以内 (2年以内)	1.16% (平成29年3月15日現在) (利子の補給につ いては、商工会 議所または商工 会で0.5%、市で 0.5%、計1.0% を1年間補給す る。)	—

※ 償還方法、保証料率の割引、保証人・担保等、詳細については、取扱金融機関窓口にお問い合わせください。

※ 上記の他、青森県特別保証融資制度については、経営安定化サポート資金、事業活動応援資金もございますので、詳細について
は、取扱金融機関窓口にお問い合わせください。